

入札仕様書

令和 2年12月 日

工事概要

- 1) 工事名称 : 北海道社会福祉事業団 だて地域生活支援センター 旧旭寮等解体工事
- 2) 工事場所 : 北海道伊達市旭町50番地62
- 3) 解体建物 : 補強コンクリートブロック造2階建て 他建物(地域援助センターらいむ、公宅、駐輪場、物置5棟)
: 延床面積: 合計774.10㎡
: 築造年度: 昭和47年
- 4) 工期 : 令和 3年 1月 8日(金)～令和 3年 3月 5日(金)

見積条件

- 1) 施工時間は日曜、祝日を除く 8:30～17:00を基本とする
※時間外に作業を行う場合は、事前に発注者の許可を得ること
- 2) 別添現状写真にある植栽、花壇、外構塀等も全て解体処分するものとする
- 3) アスベスト含有調査は実施済み、特殊除去等はないものとする
- 4) 仮設給水、仮設電源は本工事として見込むこと
- 5) 仮囲い等は、最低限の範囲のみ行う事とし、防音仕様は不要とする
- 6) 落札した業者から別紙見積内訳書を徴取するので、別紙見積内訳書の項目と順位に従って作成すること

現地調査

- 1) 入札前に現地見学を希望する場合は、下記へ申し込みの上、日時を確定する
連絡先: 0142-82-7241 担当者: 総務課長 高瀬
(電話受付: 土日及び12月29日～1月3日を除く毎日9:00～17:00)

事前措置

- 1) 工事着手前に近隣住民へ工事に関する工程、工法等の説明を十分行い、理解を得ること
- 2) ガス管は供給者と協議の上、処理すること
- 3) 給水管は、給水本管の分水部分の閉止とし、水道事業者及び道路管理者と協議の上処理すること
- 4) 引き込み電気は、施設管理者と打ち合わせの上、処理すること
- 5) 電話線の処理は、施設管理者と打ち合わせの上、通信事業者に依頼すること
- 6) 排水管・排水槽類、浄化槽・衛生陶器類は、汚物の抜取り及び洗浄・消毒を行うこと

解体方法等

分別解体を行うこととし、解体手順及び方法は、次による

- 1) 設備機器及び内・外装装材を撤去する
- 2) 屋根葺き材等を撤去する
- 3) 躯体を機械等により解体する
- 4) 基礎・杭その他は、騒音・振動等に配慮し分別解体する
- 5) 構内舗装等、地下埋設物及び埋設配管

建築設備の解体

- 1) オイルタンク、オイルサービスタンクは、洗浄・中和し、洗浄水・スラッジは、廃油として処理すること

法令その他注意事項

- 1) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)・同解説」及び「建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)」(国土交通省ホームページに掲載)を適用する
- 2) 火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険へ加入すること
- 3) 官公署への手続き及び解体の施工に必要な手続きは、事前に届け出の確認をし、必要な場合は行うこと
- 4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57条)第30条第2項の規定に基づき、同法第30条1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる
また、敷地内の除排雪については工事の安全確保等のために適切に行うこと
- 5) 安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない
また、有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う
- 6) 当該工事における適用法令を遵守し、必要となる法令を把握した上で、工事へあたる
- 7) 近隣からの苦情、問い合わせ等があった場合は、速やかに発注者へ報告し、適切な対応を行うこと
- 8) 廃棄物の適正処理の確保を行うこと
 - ①収集運搬業者、処理業者の適正の確認(許可業者)
 - ②処理処分を委託する際の文書による契約
 - ③マニフェスト伝票の採用と確認
- 9) リサイクルの促進を考慮し、分別解体を徹底すること
- 10) 産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること(同法施工規則第7条の2第3項及び第7条の2の2)
- 11) 交通安全及び公害対策を行うこと
 - ①ダンプトラック等、大型貨物による土砂及び工事用資材の輸送に当たっては踏切、スクールゾーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない
 - ②工事用車両の工事現場内般出入に当たっては、実情に応じて交通整理員を適時配置する
 - ③北海道公安委員会の認定する路線における工事現場には、一級又は二級検定合格警備員を配置すること
 - ④工事場所の周辺住民に対しては、事前に工事概要、工事期間(特に音、振動が出る期間)連絡先などの周知を必ず行うこと
 - ⑤散水により、塵埃の飛散防止を行うこと
- 12) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき、機械の選定、使用を行うこと

別紙

< 見積内訳書の項目と順位 >

- A . 共 通 仮 設 工 事

- B . 旭 寮 解 体 工 事
 1 . 直 接 仮 設 工 事
 2 . 建 築 工 事
 3 . 電 気 設 備 工 事
 4 . 機 械 設 備 工 事

- C . ら い む 解 体 工 事
 1 . 直 接 仮 設 工 事
 2 . 建 築 工 事
 3 . 電 気 設 備 工 事
 4 . 機 械 設 備 工 事

- D . 公 宅 解 体 工 事
 1 . 直 接 仮 設 工 事
 2 . 建 築 工 事
 3 . 電 気 設 備 工 事
 4 . 機 械 設 備 工 事

- E . 別 棟 解 体 工 事
 1 . 駐 輪 場 解 体 工 事
 2 . 物 置 1 解 体 工 事
 3 . 物 置 2 解 体 工 事
 4 . 物 置 3 解 体 工 事
 5 . 物 置 4 解 体 工 事
 6 . 物 置 5 解 体 工 事

- F . 外 構 解 体 工 事

- G . 現 場 管 理 費

- H . 一 般 管 理 費

※ 各工事については、明細内訳まで添付のこと